

乙第20号証

報 告 書

令和8年6月10日

元 内閣法制局参事官

乗越 徹哉

1 はじめに

私は、令和元年7月から令和5年7月までの間、内閣法制局第一部で執務をしていました。役職は参事官でした。現在は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長の職にあります。

私は、内閣法制局で執務をしていた際、政府が安倍晋三元総理の国葬儀を行うに当たり、内閣法制局が行ういわゆる意見事務として、内閣官房及び内閣府から法律問題に関し、意見を求められたことがありましたので、その件についてお話しします。とはいえ、意見を求められた時から既に4年近く経過している上、内閣法制局で勤務している時に日常業務として多数の意見事務を行ったこともあり、既に忘れてしまっていて思い出せない部分も多くあります。本報告書を作成するに当たり、本件訴訟で証拠として提出されている甲第5号証、甲第9号証、甲第35号証及び乙第4号証を見させてもらいましたので、それらを参考に思い出せる範囲内でお話しします。

2 当時の経緯

安倍元総理の国葬儀に関しまして、内閣官房及び内閣府から、いつ意見を求められたのかについて正確な日付は覚えていませんでしたが、甲第5号証に、相談年月日として「令和4年7月12日～14日」と記載されていますので、この期間内に相談を受け、意見を求められたことになります。実際に内閣官房と内閣府の担当者と対面でお会いして相談を受けたのは、令和4年7月12日の1回だけと記憶しています。時間は覚えていませんが、午後であったという記憶です。内閣官房内閣総務官室の西澤参事官と内閣府大臣官房総務課の中嶋課長が内閣法制局にお見えになったことは覚えていますが、全部で何人いたかということや今申し上げたお二人以外の名前までは思い出せません。内閣法制局側で対応したのは、私と森下参事官補の2名です。

具体的なやり取りの内容までは、4年近く前のことでもあり、覚えていませんが、「安倍元首相の国葬儀を閣議決定を根拠に行うことについて、法律上の

問題はないか。」ということについて意見を求められたと記憶しています。

対面で相談を受けた際、内閣官房及び内閣府が作成した文書に基づいて説明を受けました。当該内閣官房及び内閣府が作成した文書の正確な内容については覚えていませんが、西澤参事官から説明を受けた内容は、甲第9号証の文書に記載されているものと同趣旨であったと記憶しています。また、この対面でのやり取りを記録した会議録のような文書は、内閣法制局においては作成していませんし、その後、内閣官房や内閣府から、内閣法制局に対して、この対面でのやり取りを記録した会議録のような文書を示されたこともありませんでした。

西澤参事官らが内閣法制局から去られた後、その日のうちに西澤参事官と電話で何度かやり取りをしました。そのやり取りの詳細な内容については覚えていませんが、内閣府設置法の解釈や国葬儀の前例について確認したような記憶があります。また、並行して私の上司である内閣法制局長官、内閣法制次長及び内閣法制局第一部長にも相談しましたが、その相談の際の具体的なやり取りについては覚えていないものの、内閣官房の方針を覆すような指摘はなかったと記憶しています。先ほども申し上げたとおり、西澤参事官とのやり取りの詳細な内容については覚えていませんが、内閣官房は甲第9号証の3(2)④に記載された事項について内閣法制局から指摘を受けたことから、当該文書にその旨記載したと話されているということですので、そのような指摘をしたのではないかと思います。ですが、そのような指摘をするに至った経緯や理由、時期についてまでには思い出せませんし、私が西澤参事官に直接伝えたか、森下参事官補を介して伝えたかについても思い出せません。こうした内閣官房とのやり取りについては、7月12日から13日にかけて行っていたと記憶しています。なお、この西澤参事官との電話でのやり取りを始め、今回の意見事務に関する内閣官房とのやり取りに関しては、甲第5号証以外には、内閣法制局において文書を作成していませんし、内閣官房及び内閣府から、当該電話でのやり取りの内容を記録した文書の内容の確認を求められたこともありませんでした。

令和4年7月14日に、内閣官房から、先ほど申し上げた内閣法制局の指摘を踏まえて修正された文書が送付されてきました。この文書は、乙第4号証に添付された文書であり、甲第9号証でもあります。この文書の内容を確認して、内閣法制局として「意見なし」との意見を内閣官房に伝えました。私が直接伝

えたか、森下参事官補を介して伝えたかなど、その伝達方法については思い出せません。内閣官房に対して、当該意見を伝えたことにより、意見事務は終了しました。そのため、甲第5号証の相談期間を7月14日までとしているものです。

今回の意見事務との関連で、内閣法制局が保管している文書は、甲第5号証と内閣官房・内閣府が作成した甲第9号証（乙第4号証の添付文書）のみですので、甲第9号証の基となった案段階の文書は、その後廃棄していると思います。また、甲第35号証は、意見事務を行う過程で見たことはありませんでしたし、作成にも全く関与していません。そのほかに、この意見事務を行う過程で内閣官房や内閣府が作成した文書を見せてもらった記憶はありませんし、その内容の確認を求められたこともありませんでした。さらに、内閣法制局においても、甲第5号証以外に、当該意見事務に関する文書を作成していません。

以上